

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。
また、アライオークション総合機械は、建機・農機・フォークリフト・パーツ・パーツ(バイク)の各商材特化型のオークション開催を開始いたします。これに伴い、各商材に合わせた新たな規約を制定いたしますので、各規約の内容につきましては、当社 HP でご確認ください。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

施行日 2026 年 9 月 1 日(火)

内 容 【規約改定】

1. オークション規約(乗用/商用バン)

1.1 記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。

2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。	2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。 5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定(ルール、概要、その他名称のいかんを問わない)を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。
---	--

2. オークション規約(トラック/バス)

2.1 規約全文(各条文を含む)における「産業機械・パーツ」の表記を、すべて「クレーン」に改めます。

2.2 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。 2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。 2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。 5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定(ルール、概要、その他名称のいかんを問わない)を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
産業機械・パーツ・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディ(車両系機械・車両系パーツ「以下、産業機械」という)に関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) 機械として区分するものは、出品された機械自体で稼働(作動)することができるもの (2) 部品・パーツ(以下「パーツ」という)として区分するものは、出品されたパーツ自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・パワーゲート・タイヤ・足廻り等) (3) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウイング・冷凍用バン)	クレーン・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、クレーン・ボディに関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、クレーン・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) クレーンコーナーにおける出品物は下記のものに限る クレーン単体(車両積載型) (2) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウイング・冷凍用バン)
第2条 (出品規定) 産業機械・パーツ・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 機械・パーツ・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべての機械・パーツについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、各出品機械・パーツ・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) (3) エンジン等の部品番号は製造番号とはしない 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品する機械・パーツ・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある機械・パーツ・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 産業機械・パーツ・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品ができない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カ	第2条 (出品規定) クレーン・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 クレーン・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべてのクレーン・ボディについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、クレーン・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品するクレーン・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性があるクレーン・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 クレーン・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品ができない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・作動油タンク等)

ギ・バッテリー・作動油タンク等) (4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合またはアライ A が、不十分と判断した場合 7 産業機械・パーツ・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。	(4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) アライ A が、不十分と判断した場合 7 クレーン・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。
第3条 (クレーム規定) 産業機械・パーツのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 産業機械として区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 パーツとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)	第3条 (クレーム規定) クレーンのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 クレーンとして区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)

内 容 【規約制定】

- ・ アライオークション建機規約
- ・ アライオークション農機規約
- ・ アライオークションフォークリフト規約
- ・ アライオークションパーツ規約
- ・ アライオークションパーツ(バイク)規約

以上

アライオークションパーツ

規約

アライオークション

アライオークションパーツ規約

アライオークションパーツ規約（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催するパーツオークションについて以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者は、当社が主催する中古自動車のオークション規約、中古機械・中古車両のオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>に掲載のアライオークション会員規約のうちのオークション規約（トラック・バス）とアライオークション総合機械規約を指し、以下「グループ規約」といいます。）並びに本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。

また、本規約とグループ規約の内容が相違する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約とグループ規約がともに適用されるものとします。

I. パーツオークションの内容及び参加資格

1. パーツオークションとは、中古機械・中古部品（以下、「パーツ・小物機械」といいます。）を対象物とするオークションを指し、同オークションの参加資格がある者は、中古機械を対象物とするオークションにも参加できるものとします。（以下、本規約では、このパーツオークションを「オークション」といいます。）。
2. オークションの対象物は、以下のとおりとしますが、具体的なカテゴリーや名称等は、当社ホームページに掲載されるものとします。
 - ・オートパーツ
エンジン、ミッション、デフ、足回り、タイヤ、アウトリガー
ドア、バンパー、ヘッドライト、テールランプ等
 - ・産業機械・周辺機械
発電機、コンプレッサー、投光機、ポンプ、溶接機等
ゴルフカート、タイヤチェンジャー、整備用工具類
 - ・建設機械・農業機械・フォークリフトパーツ
エンジン、ミッション
各機器の動力パーツ、アタッチメント
 - ・バイク
3. オークションへの参加は、当社が定める会員登録（当社の運営する他のオークションの会員登録を含みます。）を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者としします。なお、会員登録手続は、当社ホームページに掲載されるものとします。
 - (1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務をしていること
 - (2) 当社と会員契約を締結した者であること
 - (3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること
 - (4) 会員は、出品・落札する商品について、古物営業法に基づく古物商許可における13種類の取扱品目のうち、当該商品に該当する品目の許可を取得していなければならないものとする
 - (5) 前各号の条件を満たし、当社に参加を承認された者であること
 - (6) その他当社が特別に認めた者であること

II. 会員

1. 会員義務

(1) 会員番号の管理

会員番号の管理責任（POSカード・IDカード・当社運営のインターネットオークションサービス「A I - N E T」のID・パスワード含む）は全て会員に有り、会員番号の紛失、盗難、漏洩等によって生じる会員及び当社の損害にかかる責任は当該会員が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。尚、会員は、会員番号を紛失、盗難、漏洩等した場合又はそのおそれがある場合には、直ちに当社に届け出るものとします。

(2) 変更の届出

会員は、住所、電話番号、会社名等、当社が要求する事項を当社に届け出るものとし、当社に届け出ている事項に変更が発生した場合は速やかに当社に届け出るものとします。当該変更が発生した場合には、当社は会員の資格を再審査することができ、会員の継続を承諾するか否かは当社の判断で行えるものとします。

2. 会員登録の更新

会員の登録期間は、入会日より1年間とし、登録期間満了の3ヵ月前までに当社又は会員のいずれかからも書面による別段の意思表示がない場合には、登録期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

3. 禁止行為並びに会員登録の停止及び取消等

会員は次のいずれの行為も行ってはならないものとし、当社は、会員がいずれかに該当する場合、事前通告をすることなく当該会員に対し会員登録を停止又は取消できるものとし、オークションに参加できない（停止の場合はその解除までの間）ものとします。これに対し当該会員は異議の申し立てを行わないものとします。尚、この場合、当該会員は、会員登録の停止又は取消までに発生した料金等、当社に対する債務の全額を、直ちに当社の指示する方法で一括して支払うものとし、又、当社は、当該会員に損害賠償の請求（弁護士費用含む）をすることがあり、当該会員より受領した保証金の全部又は一部を返還しないことがあります。

- (1) 本規約又はオークション取引、オークション以外の物品取引、A I - N E Tを含む当社又は当社の関連会社が提供する一切のサービス（中古機械・中古車両以外のオークション含む）に基づく取引、若しくはこれと関連して発生する当社又は当社の関連会社への一切の債務（キャンセル料の支払債務を含む）の不履行や遅延する行為。
- (2) オークション取引の最中及びオークション取引後における直接商談や買戻し行為、並びに自出品機械・自出品車両に対して、出品者自らセリに参加、又は意思を通じた第三者をして参加させる行為、又は、第三者等を利用して意図的に価格吊り上げを図る等、公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図る行為。
- (3) 当社に虚偽の申告、届出をする行為。
- (4) 名義貸しによる出品、入札、落札、会員番号・ID・パスワードの他人への貸与、譲渡等。
- (5) 当社、他の会員、第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれがある行為。
- (6) 調整室、事務所等に当社の事前の許可なく立入りをする行為。
- (7) 一般消費者及び当社が認めた者以外の者を会場内に同伴する行為。
- (8) オークションの運営を妨害する行為、オークションの信用を毀損する行為、又はそのおそれがある行為。
- (9) II. 5各号に該当する場合。
- (10) 本規約、法令、規則に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (11) 会員又は会員の役職員に関して、刑事事件に関与若しくは報道機関による不正行為

の情報（記事掲載及び報道）等の類似した不安要素が判明した場合。

- (12) 当社の許可なく出品者、落札者又は旧名義人に連絡をとる行為。
- (13) 盗難品、差押品、仮差押品、ローン中、リース契約中、その他法的問題がある、又はあるおそれがあるもの、及び留置権、抵当権、質権等の制限物権の付着したもの又はそのおそれのあるもの、その他所有権の移転に制限が付され又は完全な所有権を所有していないものを出品した場合。
- (14) 当社が管理する敷地内において、当社の許可なく写真・動画撮影および録画等を行うこと。
- (15) 当社が管理する敷地内において、自らまたは当社、その他第3者が撮影または録画した写真・動画・音声等を当社の許可なく使用すること。
(当社のホームページやSNSに掲載している画像を含むが、それに限られない。)
- (16) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。

4. 個人情報の取扱

当社は、下記利用目的のため、会員の個人情報を取得するものとします。個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、オークションの取引履歴等であって、特定の個人を識別することができる情報をいいます。取得した会員の個人情報については、情報漏洩、流用、改ざん、紛失等の防止の対策を講じ、適切に管理するものとします。

- (1) オークションの運営に伴うサービスの提供。
- (2) サービスの改善又は新たなサービスの開発を行うこと、及びその案内をすること。
- (3) 他オークション会場等との提携に基づくサービスの提供に関すること。
- (4) 一般社団法人日本オートオークション協議会への提供。
- (5) その他オークションの営業に関する行為。

5. 反社会的勢力排除

入会希望者又は会員が、個人又は団体であるかを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は何らの事前通告を要しないで、入会の拒絶、会員の取消、オークション参加の拒否、又は出品・落札の取消ができるものとします。この場合、入会希望者又は会員に損害が生じて、当社はこれを一切賠償する義務を負わず、入会希望者又は会員は、当社が被った損害の補償をする義務を負うものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、反社会的勢力と称します）である場合、又は反社会的勢力であった場合。
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与している、又は関与していたと認められる場合。
- (3) 反社会的勢力が利用している、又は利用していたと認められる場合。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしている、又は関与していたと認められる場合。
- (5) 従業員、役員若しくは相手方経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している、又は有していたと認められる場合。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだ場合。
- (7) 公序良俗に反する行為をしている、又はしていたと認められる場合。

6. 保証金

会員は、会員登録に際して当社が別途定める保証金を当社に差し入れ、当社はこれを無利息で預かるものとします。保証金は、会員が当社に対して負担する一切の債務を担保するものとします。

7.連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、会員が本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務、会員が当社の業務提携等により参加可能となった他社オークションに参加することによって当社に対して負担する一切の債務、及びオークションへの参加による債務に限らず、会員が当社とのすべての取引において負担する一切の債務について、会員と連帯して責任を負うこととします。
- (2) 前号により、連帯保証人に生じる責任は、会員の現在及び将来の債務を対象とし、5,000 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人は、会員がⅡ．2に基づき会員登録を更新した後においても、会員の債務について会員と連帯して責任を負うものとします。

Ⅲ.運営規定

1.オークションの方式

- (1) オークションはリザーブド方式とテンダー方式とし、リザーブド方式ではポス・コンピュータシステムでのセリ参加となり、テンダー方式ではA I - N E T、F A X、会場内不在応札機でのオークション参加となります。なお、当社は、その裁量により、コーナーごとに参加の方法を決めるものとします。
- (2) リザーブド方式では、売切金額より低い金額でスタートし、会員の入札価格が売切金額に到達した後は最高金額を入札した会員が落札権利者となります。会員の入札価格が売切金額に到達しない場合は、流札となります。尚、オークション取引の成約率向上、迅速化を図るため、会員による入札がない場合でも、売切金額まではコンピュータシステムにより自動的に入札がなされ、入札価格がセリ上がります。
- (3) テンダー方式では、事前に入札価格を受付し、会員の入札価格が希望金額を超過し、且つ最高金額を入札した会員が落札権利者となります。二人以上が同一価格の場合、先着順とします。希望金額に入札価格が到達しない場合は、流札となります。
- (4) オークション取引の基本的な仕組みとして、会員である参加者が出品又は応札による参加をし、パーツ・小物機械の売買を行います。この時当社は、パーツ・小物機械の売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。売買契約の成立は、当社が会員に対し確認意思表示を行ったときとし、確認意思表示とは次の各号のとおりとします。確認意思表示により出品者と落札者との間に売買契約が成立（以下、売買契約の成立を「成約」ということがあります。）するものとします。
 - ① オークション会場内でのポス席による参加又はインターネットによる参加を問わず、オークションに参加するために会員が使用するコンピュータの画面上において、落札した旨の表示がされることにより確認意思表示とします。
 - ② 商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員の承諾する旨の意思表示により、確認意思表示とします。
 - ③ ファクシミリによる入札参加が認められる場合は、当社が会員に対してその取引内容等を記載した計算書又は落札機械・落札バイクの車両引取証をファクシミリにより発信することをもって、確認意思表示とします。
- (5) 流札した場合（売買契約が成立しなかった場合）、流札したパーツ・小物機械の売買を希望する会員は、当社が定めた方法にて落札及び売却をすることができるものとします。尚、その際の手数料については別途当社が定めるものとします。

※別紙参照

2.その他規約

オークションのその他運営に関する事項は、Ⅳ以降に規定しますが、中古バイクについて

は当社が別途定めるアライオークションパーツ規約（バイク）によるものとする

IV.出品規定

1.取引条件

- (1) 出品者は、出品時には出品手数料を、成約後は成約手数料を、それぞれ当社に支払うものとします。

※別紙参照

- (2) 出品者は、売買契約が成立したパーツ・小物機械（以下、「成約物件」といいます。）については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本を当社に提出するものとします。尚、誓約書兼販売証明書の提出は、原則、AI-NET（会員専用当社 Web サイト）よりオンライン提出するものとします。

- (3) 当社による成約物件代金等の支払は、当社が特に定める場合を除き、出品者が前項の書類を当社に提出し、不備がないことを当社にて確認後、出品者へなされるものとします。尚、出品者が当社に対して、落札物件代金等の支払債務又はその他の債務を有している場合には、当社は、成約物件代金等と同支払債務とを相殺して決済できるものとします。

- (4) 出品者は、売買契約成立後には、原則としてキャンセルできないものとします。ただし、出品者は、当社が定める違約金と手数料を当社に支払うことを条件に、成約後1時間以内に限りキャンセルできるものとします。なお、違約金は当社を通じて落札者が受け取り、手数料は当社が受け取るものとします。

※別紙参照

- (5) 出品者は、オークション開催日当日を含む4日以内に流札物件を搬出しなかった場合は、出品者には通知されず流札物件は自動的に再出品となり、以降も同様とします。ただし、当社が再出品を認めないものと指定する特定のパーツ・小物機械は、この限りではありません。

- (6) 出品者は、当社への流札物件の搬出の意思を示した場合で、オークション開催日当日を含む4日以内に搬出しなかったときには、当社は出品者に対して、保管料を請求できるものとします。

※別紙参照

- (7) 出品者は、搬出入の際は、道路交通法、その他法令を遵守するものとします。

- (8) 当社が出品者の出品する又は出品したパーツ・小物機械（以下「出品物件」といいます。）を査定（出品検査）する時及び出品物件の移動時や展示時において、時間経過、気候変化等により出品物件に不具合の増加・進行や新たな不具合が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとし、その修理・対応費用については出品者が負担するものとします。

- (9) 出品申込後に出品者の都合により出品の取消を申し出、当社が取消しを承諾した場合には、当社は出品者に対して、出品料と同額を取消手数料として請求できるものとします。また、当社は、出品準備、保管、荷役、検査、写真撮影、出品登録その他出品に関連して発生した実費及び作業費用を別途請求できるものとします。なお、当該費用の金額及び適用条件については、別紙又は当社が当社ホームページに記載する料金表によるものとします。

2.出品申込方法

- (1) 出品者は、出品申込書内の必要事項を記載し、出品物件の搬入時に提出するものとす

ます。また、出品申込書の記載に不備があり、当社からの確認がとれない場合、出品保留になることがあります。

- (2) 出品者は、冠水、転倒、試作機、その他重大な不具合（走行が出来ない、重要部品の作動に不具合がある・欠品している等であり、当社判断とします）に該当する出品物件に関しては、必ず出品申込書に記載しなければならないものとします。
- (3) 出品者は、出品機械のアワーマーター／オドメーター等（以下「メーター等」といいます。）の稼働時間・走行距離表示について、改ざん、交換、巻戻し、故障及び作動停止（以下「改ざん等」といいます。）、履歴欠落その他の事由により表示値の真正性に疑義がある場合は、必ず出品申込書にその旨を記載しなければならないものとします。なお、メーター等の改ざん等とは、過去の点検整備記録簿、メーカー又は管理システムの履歴その他客観的資料により、メーター等の表示が巻戻し等により実際の稼働時間を反映していないことが確認できる場合、又はこれと同視できる事由がある場合をいいます。ただし、メーター等の交換であって、交換日、交換前稼働時間、交換後の表示値その他当社が求める事項が客観的資料により確認できるものは、改ざん等には含まれないものとします。
- (4) 本項（3）号に違反した場合、当社の判断で出品を取り消せるものとし、出品が取り消された場合、IV.1 項（9）号と同様、当社は、出品者に対し、取消手数料及び費用を請求できるものとします。
- (5) 出品物件の査定（出品検査）及び移動の際に、燃料不十分・バッテリー不具合・洗車必要と当社が判断した場合は、出品者に事前通告することなく、当社が有償にてその処置（燃料補給・バッテリー交換・洗車）をすることができ、当該処置に伴って発生した費用は出品者に請求するものとします。

※費用については別紙参照

尚、バッテリーを交換した場合、当社は、その裁量にて出品物件に設置されていたバッテリーを出品者に返却、又は、同バッテリーを処分できるものとし、処分する場合には出品者は同バッテリーの所有権を放棄したものとします。

- (6) 当社は、出品物件の査定（出品検査）及び移動の際に、当社所有の指定フォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用料金を出品者に請求できるものとします。
- (7) 出品者は、当社の「アライオークション総合機械機種別区分表」に基づく、「超大型」・「超超大型」の出品物件を搬入する際は、事前に当社まで連絡するものとします。

※別紙参照

- (8) 出品者は、安全に積み下ろし・移動が可能なサイズ・重量のパーツ・小物機械を出品対象としなければならないものとし、当社が危険又は安全上の支障があると判断した場合には、出品を拒否することができるものとします
- (9) 出品者は、オークションに出品する際、出品物件を当社の出品条件を満たす、出品が可能な状態で搬入するものとします。

搬入後の出品物件への加修や部品交換等は、当社からの修理依頼が無い限り、原則として認めないものとします。また、搬入後に出品物件が出品不可な状態であると判断された場合、理由の如何を問わず、当社が搬出を要求して4日を経過した以降、出品者は当社に対して出品物件の保管料等が発生するものとし、この場合、当社の保管責任は自己の物と同一とします。

※保管料の計算方法は別紙参照

- (10) 出品者は、当社が指定する搬入受付時間・場所を遵守し、搬入時は安全管理者の指示に従うものとします。
- (11) 搬入時の事故、破損又は第三者に損害が発生した場合、当該責任は出品者が負うものとします

3. 出品者の申告義務等

- (1) 出品者は、出品物件の主要な状態について、把握している範囲で正確に申告しなければならないものとします。出品者が任意に記載した内容が実際の状態と相違し、かつ落札者の取引判断に重要な影響を及ぼすと当社が判断した場合には、クレームの対象となることがあります。
- (2) 出品者は、出品物件について自己が適法かつ完全な所有権を有し、第三者の権利を一切侵害しないことを保証するものとします。
- (3) 出品者は、第三者から依頼を受けて代理で出品することはできないものとします。ただし、当社が別途承認した委託出品契約に基づく場合はこの限りではありません。
- (4) 出品者が本項前二号に違反し、完全な所有権を有しない出品物件を出品し、又は第三者から依頼を受けて代理で出品した場合、当社は出品を取消、会員登録の停止・抹消、保証金の没収その他必要な措置を行うことができるものとします。また、これにより当社又は第三者に損害が生じた場合、その一切を出品者が負担するものとします。
- (5) 出品者は、自己の出品物件について不明、紛失、取り違い等の事態が発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに当社へ申告しなければならないものとします。

4. 出品不可条件

当社は、本項に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品物件が、本項（1）号から（9）号のいずれかに該当するにもかかわらず出品され、成約となった場合には、出品者が善意無過失であっても、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとし、出品者は落札者が被った一切の損害（逸失利益および違約金等を除く）を賠償しなければならないものとします。この場合、落札者は、当社が出品不可と判断せずに出品させたことに関して、当社に対して一切の請求をできないものとします。

また、本項（2）号及び（7）号に該当する出品物件が出品され、成約となった場合には、出品者は当該機械の取得経緯などを記載した当社指定の報告書を、当社に提出するものとし、報告書提出後、当社裁定により取引停止などの処分を科せるものとします。また、本項（8）号の場合、当社は必要な調査を行うことができるものとし、出品者はこれに協力するものとします。

- (1) 不可動機械、燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷いもの（危険かどうかを判断基準とし、裁定は当社とします）。ただし、外部電源供給により当社が作動を確認できる機械、当社が定める不可動機械の出品が可能なコーナーの出品物件についてはこの限りではないものとします。
- (2) 盗難品、差押品、仮差押品、ローン中、リース契約中、その他法的問題がある、又はそのおそれがあるもの、及び留置権、抵当権、質権等の制限物権の付着したもの又はそのおそれのあるもの、その他所有権の移転に制限が付され又は完全な所有権を所有していないもの。
- (3) 機械の放射線量（ γ 線）が0.3マイクロシーベルト以上であるもの。
- (4) 製造番号又は車体番号が本来付されている種類の物件であるにもかかわらず、当該番号が確認できないもの又は改ざんの疑いがあるもの。
- (5) 当社において海外使用機と判断されるもの、又、海外使用機の疑いがあると判断されたもの。
- (6) オークションスタート金額・売切金額が現状の相場と大きく乖離し、落札が見込めないものや著しく低い設定のもの。
- (7) IV. 2 項（2）号に該当する機械であるにもかかわらず、出品申込書にその記載がなされていないもの。
- (8) メーター等の改ざん等又は改ざん等のおそれがあると当社において判断したもの。

- (9) その他、当社が出品不可であると判断したもの。

V.落札規定

1.取引条件

- (1) 落札物件は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社は何ら保証しないものとします。
- (2) 当社が提供する出品物件リスト、査定票・出品票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品物件の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その記載内容に不適合・不一致が存在した場合についても一切責任を負わないものとします。そのため、会員は出品物件を落札するにあたっては、現物について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加 (AI-NET 等による参加) において現物確認ができない場合には、会員は当社が提供する情報のみをもって自己の判断と責任により落札するものとし、現物未確認に起因する不一致・不適合その他一切のクレームはできないものとします。なお、同一物件の同一事項について査定票・出品票と出品物件リストが異なるときは、査定票・出品票を優先させるものとし、英語版査定票・出品票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票・出品票を優先します。
- (3) 査定票・出品票記載の稼働時間は査定時のメーター表示の記載となります。メーターの動作及びその正確性については保証いたしません。
- (4) 当社が落札者から入金を確認した時点で、落札物件の所有権は出品者から落札者に移転され、落札者は、所有権移転後、落札物件を当社から搬出することができるものとします。ただし、当社が別途定める開催区分又は会場においては、当社が出品者に対し成約物件代金等を立替払いした場合に限り、落札者の入金前であっても搬出を認めることがあります。この場合、落札者が所定の期日までに成約物件代金、手数料その他当社に対する債務を支払わないときは、当社は出品者に通知のうえ、当該成約物件の所有権を当社に移転させることができるものとします。なお、立替払いの対象会場、搬出条件その他の取扱いについては、別紙又は当社が別途定める運用基準によるものとします。
- (5) 落札者は、落札（成約）後のキャンセルは、原則できないものとします。ただし、落札（成約）後 1 時間に限り、当社が定める違約金と手数料を条件にキャンセルできるものとします。違約金は当社を通じて出品者が受け取り、手数料は当社が受け取るものとします。
※別紙参照
- (6) 落札物件の搬出は、当社の各会場又はヤードで定める期限内に、当社の指示に従って行うものとします。
- (7) 前号の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとし、当社の管理責任は自己の物と同一とします。また、期限を超過した場合、落札物件について、時間経過、気候変動による不具合の進行、増加や新たな不具合が発生しても、その原状復帰のための修理費用については、落札者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 落札物件の搬出に際し、当社がフォークリフトその他荷役機械による積込補助又は移動作業が必要と判断した場合には、落札者は当社所定の荷役作業費用を負担するものとします。なお、当該費用の金額、適用条件その他の取扱いについては、別紙又は当社が別途定める料金表によるものとします。
- (9) 落札者は、搬出入の際は、道路交通法その他法令を遵守するものとします。
- (10) 落札物件を搬出せず、再度オークションに出品する場合、落札者は、オークション開催日当日を含む 4 日以内に、当社に申立てるものとします。

- (11) 落札物件に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該落札物件について、移動、積込、保管その他必要な対応を行うことができるものとします。この場合に発生する費用の負担者については、現物の状態、出品申込内容、査定票・出品票の記載内容その他の事情を考慮し、当社が裁定するものとします。
- (12) 落札物件に不具合があり、搬出が不可能な場合であっても、陸送費用等、その他運搬に関わる費用等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 輸出管理の法令順守

落札者は、落札物件を輸出する場合、落札者自らの責任で落札物件を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的や拡散その他いかなる軍事目的に関連する事に使用したり、第三者に使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。

VI. 決済

- (1) 当社は、会員と行う全取引（オークション取引、オークション以外の物品取引、その他 AI-NET を含む当社が提供する各サービスの利用）により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細（以下「オークション計算書」といいます）を、当社の指定した方法にてオークション開催ごとに会員に送信又は送付（以下、送信を含めて「送付」といいます。）するものとします。
- (2) 会員は、当社から送付されたオークション計算書に記載された売買価格、諸手数料（消費税及び地方消費税を含みます。）を、オークション開催日当日を含む7日以内に、一括にて当社の指定する銀行口座に振込む方法により（振込手数料会員負担）支払うものとし、当社は着金確認をもって決済するものとします。また原則、現金での支払い受付は行わないものとします。尚、小切手による支払は認められないものとします。
- (3) 会員は当社に対して、債務の支払を怠ったときは、当社の主催するオークションや当社の提供するサービスの利用をできないものとし、また、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします（当社オークション以外の当社と会員との間の物品取引が生じた場合における代金決済遅延時も同様とします）。
- (4) 当社が出品者に落札物件代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札物件代金及び手数料等を振り込まなかったときは、当社は出品者に通知して、落札物件の所有権を当社に移転させることができます。この場合、落札者は当社が本項（6）号に基づいて落札物件を他に処分するまでは、落札物件代金、手数料等、本項（3）号に定める遅延損害金、違約金等を当社に払い込んで、落札物件の所有権を当社から取得することができます。
- (5) 落札物件のキャンセルがあり、当社が落札者に当該物件代金等を立て替払いしたにもかかわらず、出品者が定められた期日までに当該物件代金及び手数料等を振り込まなかったときは、当社は落札者に通知して、当該物件の所有権を当社に移転させることができます。この場合、出品者は当社が本項（6）号に基づいて、当該物件を他に処分するまでは、当該物件代金、手数料等、本項（3）号に定める遅延損害金、違約金等を当社に払い込んで、当該物件の所有権を当社から取得することができます。
- (6) 当社は、出品者及び落札者に事前に通知することなく、本項（4）号及び（5）号によって当社に所有権を移転させた落札物件を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、出品者及び落札者に対する落札物件代金、立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとします。尚、処分に要する費用の金額及び負担者は当社裁量にて決定するものとします。

- (7) 会員の債務の履行期限が当社休業日となる場合、当社は、当該期限の変更を行うことができるものとし、変更後の期限をオークション会場での提示及びホームページに掲載するものとします。

VII. 契約の解除

1. 所有権等の疑義と契約解除

- (1) 落札物件について、IV.4 項 (2) 号及び (7) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立する（同 (7) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として 90 日を限度とします）とともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に物件が返還されない場合や、返還された物件がいかなる状態であっても、出品者は、受領した物件代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、物件代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。但し、当該物件が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含む）した場合、対象外とします。
- (2) 前号によって契約が解除された場合には、出品者は、落札物件が返還されたか否かに関わらず、当該解除から 7 日以内に前号に規定するオークション計算書に記載の金額を支払うものとします。
- (3) 出品者が前号に違反した場合、当社は、落札者に通知し、落札物件の所有権を、当社に移転させることができるものとし、出品者に事前に通知することなく、当該物件を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、落札物件代金立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとします。
- (4) 本項によって契約が解除された場合には、当該機械の出品者は、落札者が被った一切の損害（逸失利益および違約金等を除く）を賠償しなければならないものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。
- (5) 落札者が本項第 (1) 号の申立に際して売買契約を解除する意思を示さなかった場合において、落札者が申立日を起算日として 30 日以内に解除の意思を示さなかった場合には、当該売買契約は解除することができないものとし、落札者は当社及び出品店に対してなんらの請求もできないものとします。
- (6) 落札者が本項第 (1) 号の申立をした場合、当該売買契約が解除されない場合であっても、出品者は当社が定める違約金を支払うものとします。

※別紙参照

2. その他出品不可条件と契約解除

- (1) 落札物件について、IV.4 項 (3) 号及び (4) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立する（同 (3) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として 90 日を限度とします）とともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に物件が返還されない場合や、返還された物件がいかなる状態であっても、出品者は、受領した物件代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、物件代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。但し、当該物件が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含む）した場合、対象外としま

す。

- (2) 落札機械について、成約後にメーター等の改ざん等が判明し、かつ出品申込書にその記載がなかった場合、落札者が当社に申立てを行い、当社が申立てを認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。申立期限は、オークション日を起算日として30日を限度とします。ただし、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含みます。）した場合は、売買契約は解除できないものとします。
- (3) 出品機械のメーター等の稼働時間・走行距離表示について、真正性に疑義がある旨を出品申込書に記載した場合であっても成約後にメーター等の改ざん等が判明し落札者が当社に申立てを行い、当社が申立てを認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。申立期限は、オークション日を起算日として30日を限度とします。ただし、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含みます。）した場合は、売買契約は解除できないものとします。
- (4) VII. 1 項 (2) 号から (6) 号は、前号による解除の場合にも適用されるものとします。

3.オークション取引として適当でない場合の解除

- (1) 当社は出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品または落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でない判断した時は、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。ただし、落札物件代金等の支払い及び機械の搬出がいずれも完了しているときはこの限りではないものとします。
- (2) 当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約が、オークション取引として適当でない疑いがあるときは、出品者及び落札者から事情を聴取し、またこれらの者に当社指定の報告書の提出を要求するなど、必要な調査を行うことができるものとします。この場合、出品者及び落札者は、当社の調査に誠実に対応しなければならないものとします。
- (3) 当社は本項第 (2) 号の調査が完了するまでの間、落札者に対して、落札物件の搬出を制限し、出品者に対して、落札物件代金等の支払いを停止することができるものとします。
- (4) 当社は、本項第 (2) 号の調査が終了し、当該売買契約を解除するときは、その旨を出品者及び落札者に通知するものとします。
- (5) 本項による売買契約の解除、その他当社の措置により、会員に損害が生じたとしても、当社はその損害を賠償する責任は無いものとします。

4.出品物件の所有に関する疑義等

- (1) 出品物件の所有に関し、出品者が所有権を有することについて疑いが生じた場合の契約解除の期限ならびに原状回復の方法については、当社が公平な立場に立って、その状況を分析し、処理の方法を定めるものとします。この場合、出品者は当社に対し、出品物件の取得経緯を記載した当社指定の報告書を提出しなければならないものとします。
- (2) 売買契約の解除、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び追完請求は、本規約に規定する場合に限って認められるものとし、それ以外の場合（民法上の契約不適合責任を含み、それに限られません。）は認められないものとします。

5. 当社による解除等

当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、解除原因、代金減額原因等がある場合（VII. 3 項に基づき、当社固有の解除権が発生する場合を除く。）、落札者から買主たる地位を承継して自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、当社の解除権、代金減額請求等の行使期限は、瑕疵の状況、出品票における

重要事項の記載相違の状況、その他の具体的な状況に鑑み、落札者がその状況を知ったときから1年を上限として、当社がその裁量で決することができるものとします。

VIII.紛争の処理

1.紛争の処理

オークションの運営及び本規約に関して、会員間に生じた争いについては、当社が、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができるものとします。その場合、当事者双方は、当社の判断に無条件で従うものとします。また、当社の裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、当社を紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を解決するものとします。

出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならない、当社や当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

IX.雑則

1.免責

当社は、以下の場合において会員に発生した一切の損害について責任を負わないものとします。

- (1) コンピュータのハードウェア及び設備故障等の原因によるオークション実施不能。
- (2) 通信機器、通信回線、プログラム等の障害又は不具合等によるオークションの開催中断・遅延・実施不能。
- (3) 第三者によるシステムへの妨害、侵入、情報改変等によるオークション実施不能。
- (4) 人災、天災等に起因するサービス提供の停止、提供情報の遅配等の発生。
- (5) 前各号に準じる事由の発生。

2.賠償責任

- (1) 会員又は会員登録希望者が本規約に反した行為又は不正（盗難履歴等の出品事前確認義務違反等）若しくは違法に当社サービスを使用したこと等により、当社に損害を与えた場合、当社は、会員又は会員登録希望者に対し、損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があるものとします。
- (2) オークションの参加に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は会員が他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、会員は自己の費用と責任でこれを解決するものとし、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
- (3) 当社は、オークションの開催にあたり物件の搬入から搬出期限までの間、盗難は当社が保証しますが、その保証内容は、セリ前の物件または流札物件については、同種、類似物件の当社による平均取引価格を損害の限度とし、成約物件については、落札価格をもって損害の限度とします。
- (4) 当社は、オークションの開催にあたり物件の搬入から搬出期限までの間、損傷は当社が保証しますが、当社内において、当社査定（出品検査）、移動及び出品展示等における人的な物件の損傷が発生した場合は、物件の修理を基本とします。但し、修理に掛かる費用が、以下の場合、修理以外の方法により解決を図るものとします。
 - ① セリ前の物件または流札物件については、当社における同種、類似機械の平均取引価格を上回る場合。

- ② 成約物件については、落札価格を上回る場合。
- ③ 当社の責任が認められない場合。
- (5) 当社内において、盗難や部品損害等が発生した場合は、標準装備品に限り損害として扱うものとし、かつ同種の中古部品の提供または中古部品時価相当額をもって損害賠償の限度とします。
- (6) 前3号にかかわらず、放置機械等正当な手続きのない機械や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や時間経過・気候変動を要因とした不具合など、当社の責任が認められない事由により発生した瑕疵や損傷は、当社は保証の対象としないものとします。
- (7) 陸送業者が起こした事故等については、オークション会場内で発生した場合であって当社は責任を負わないものとします。またこの場合、陸送業者を依頼した会員が、全ての損害を賠償するものとします。
- (8) 本項(4)号の規定にかかわらず、修理が不能である場合、又は代替品の提供が不可能な場合には、同種又は類似する物件の当社平均取引価格を保証額の上限とします。同種又は類似する物件の市場流通が存在しない場合には、当社が合理的に算定した時価相当額を保証額の上限とし、これを超える賠償は行わないものとします。
- (9) 付随する付属品の有無・数量・適合性について当社は検品を行わないものとし、付属品の紛失、欠品、取り違い、破損その他の不具合について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社が撮影した写真に明確に写っている付属品について、オークション会場内での人的作業により外観上明らかな破損・欠損が発生した場合に限り、保証の対象とします。なお、当該付属品が保証対象となるか否かの判断は、当社の裁量によるものとします

3. 出品者不明物品の取扱い

- (1) 当社は、搬入物について出品者（所有者）が不明であることが判明した場合、当該物品（以下「出品者不明物品」といいます。）の出品および取引を停止し、その旨を当社ホームページその他当社が適当と認める方法で告知するものとします。
- (2) 当社は前項の告知日から6か月間、出品者（所有者）からの申し出を受け付けるものとします。
- (3) 6か月以内に申し出がない場合、当社は出品者不明物品を廃棄、売却その他当社が合理的と認める方法により処分でき、出品者はこれに異議を述べることができないものとします。
- (4) 当社が出品者不明物品を処分した場合であっても、当社は出品者不明となったことについて会員及び第三者に対し一切責任を負わないものとします。
- (5) 出品者不明となった原因が会員の過失によると当社が判断した場合、当社は当該会員に対し、当社に生じた損害賠償を請求できるものとします。

4. 管理

- (1) 当社が作成する機械情報等の登録データの知的所有権ならびに使用权は、当社に専属的に帰属するものとし、会員及び第三者が当社の許可なくこれを転載する等、再利用することを禁ずるものとします。
- (2) 会員は、オークション会場内（出品下見エリア、出品機械プール、その他オークション事業に関連する一切の場所をいいます。）に立ち入る場合、ポスカード及IDカードを携帯する（IDカードは胸等に付ける）ものとし、当社は携帯等をしない会員の立ち入りを拒絶し、オークションへの参加を拒絶できるものとします。
- (3) 会員及び会員の依頼する搬入・搬出業者及び修理業者（以下「来場者」といいます。）は、重機・車輛等の稼働区域内（以下「重機稼働区域」といい、当社が指定する安全通路を除きます。）に立ち入る場合、安全作業及び事故防止に努めるとともに、ヘルメッ

トその他当社が指定する安全保護具を着用しなければならないものとします。

- (4) 当社は、会員又は来場者が前号に違反した場合、重機稼働区域への立ち入り禁止、施設利用の停止、退場命令、会員登録の停止又は取消し、その他安全確保のため必要な措置を講ずることができるものとします。

5.通知

当社は、規約その他、一切の通知をする場合、会員から届け出られた住所に対して行うものとします。尚、当社が当該住所宛に通知を発送した場合で、当該通知が到着しないときは、それが通常到着すべきであったときに、到着したものとみなします。

6.準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

7.協議及び管轄

本規約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、当社と会員が誠実に協議し、解決するものとします。当社との取引、運営、その他本規約に関しては日本の法令に基づき解釈され、本規約又はグループ規約に基づき、若しくは関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を当該紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8.本規約等の改定

本規約及び本規約において別途定めるとされている事項（以下「本規約等」といいます。）の改定は、当社は、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約等を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他当社の運営・管理に関する条件は、変更後の規約等によるものとします。尚、変更の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、当社のホームページ等にて行うものとします。

附則

第1条（施行）

本規約は、令和8年9月1日から施行します。

アライオークション パーツ規約 別紙

<手数料>

火曜開催

周辺機械コーナー

手数料種別	手数料			対象商材
	出品料	成約料	落札料	
小物	5,000	6,000	7,000	商材例： コンプレッサー、発電機、スィーパー、 ターレットトラック、トーイングトラクター、 小物機械（ランマー、プレート、投光器、 コンクリートカッター）
ミニミニ	8,000	15,000	18,000	
ミニ	12,000	22,000	28,000	
小型	15,000	30,000	38,000	
中型	20,000	37,000	45,000	
大型	30,000	59,000	53,000	
超大型	50,000	61,000	71,000	
超超大型	100,000	116,000	136,000	

・区分の詳細は周辺機械コーナー 機種別区分表をご参照ください。

農機アタッチメントコーナー

手数料種別	出品料	成約料	落札料	対象商材
小物	5,000	11,000	17,000	商材例： 農機アタッチメント

建機・フォークリフトアタッチメントコーナー

成約金額価格帯	出品料	成約料	落札料	対象商材
～500 千円	5,000	7,000	8,000	商材例： 建設機械アタッチメント フォークリフトアタッチメント
501 千円～1,000 千円		8,000	9,000	
1,001 千円～2,000 千円		9,000	10,000	
2,001 千円～		10,000	12,000	

セレクトパーツコーナー【メーカー・建機レンタル業・パーツ専門店限定出品】

成約金額価格帯	出品	成約	落札	対象商材
～50 千円	-	-	7,000	商材例： 建設機械パーツ キャビン・エンジン・油圧ポンプ アイドラ・スプロケット・ アタッチメント・コンクリート ミキサー 【※メーカー・建機レンタル業 ・パーツ専門店限定出品】
51 千円～100 千円			8,000	
101 千円～200 千円			10,000	
201 千円～300 千円			20,000	
301 千円～400 千円			30,000	
401 千円～500 千円			40,000	
501 千円～1,000 千円			50,000	
1,001 千円～			60,000	

特定企業限定出品コーナー・落札料は成約金額変動制

周辺機械コーナー 機種別区分表

コン プ レ ッ ス	吐出圧力	1.0㎡	ミニミニクラス	3.5㎡	ミニクラス	5.5㎡	小型クラス	10.0㎡	中型クラス	15.0㎡	大型クラス	30.0㎡	超大型クラス
	コマツ	EC	EC15～EC25		EC35～EC50		EC75		EC105～EC110		EC175～EC190		EC210～
	北越	PDS	PDS50～PDS100		PDS125～PDS175		PDS265		PDS390		PDS655		PDS750～
	デンヨー	DPS	DPS50～DPS90		DPS130～PDS180S		DPS250～DPS290HS		DPS370～DPS390		DPS600～DPS670		DPS750～
発 電 機	電力量	10KVA	ミニミニクラス	35KVA	ミニクラス	60KVA	小型クラス	100KVA	中型クラス	400KVA	大型クラス	800KVA	超大型クラス
	コマツ	EG	EG12～EG33		EB35～EG50		EG60～90		EG100S～EG330		EG400		EG800～
	デンヨー	DCA	DCA-10～DCA-27		DCA-35～DCA-55		DCA-60～DCA-90		DCA-100～DCA-380		DCA-400		DCA-800～
	北越	SDG	SDG10～SDG30		SDG35～SDG55		SDG60～SDG90		SDG100～SDG350		SDG400		SDG800～
	日車	NES	NES13～NES25		NES35～NES55		NES60～NES90		NES100～NES350		NES400		NES800
	ヤンマー	AG	AG13～AG25		AG40～AG45		AG60～AG90		AG125～AG375		AG500		-
	クボタ	G	G-100～G-250		G-350～G-550		G-600～G-900		G-1150～G-3500		G-4000		G-8000
	新ダイワ	DGM	DGM150～DGM250		DGM450		DGM600		DGM1000～DGM3000		-		-
	ランマー	全機	◇	小物	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	-
プ レ ー ト	全メーカー	全機											
	全機	◇	小物	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
カ リ タ ー	全メーカー	全機											
	全機	◇	小物	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
投 光 機	全メーカー	全機											
	全機	◇	小物	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
タ ー レ	全メーカー	ターレ全機種											
	全機	◇	ミニミニクラス	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
ト ラ ク タ ー	自重(t)	0.0t	ミニミニクラス	1.0t	ミニクラス	3.0t	小型クラス	7.0t	中型クラス	25.0t	大型クラス	50.0t	超大型クラス
	トヨタ	T	-		TB12		TE15～TD45		PA07-TDT80		-		-
	ニチユ	N	NTT50-70～NTT90-70		NTF200P-56～NTT360-56		NTT1800-70		-		-		-
	ニッサン		-		-		T02		-		-		-
	コマツ		-		-		-		-		WT250E		WT500E
	Stewart and Stevenson		-		-		-		-		-		GT50
洗 浄 機	全機	◇	小物	◇	ミニミニクラス	◇	ミニクラス	◇	-	◇	-	◇	-
	全メーカー	移動式		据置型		(当社判断)							
タ ー ジ ェ ッ ト	全機	◇	小物	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
	全メーカー	全機											
ス パ ー	全機	◇	ミニミニクラス	◇	ミニクラス	◇	-	◇	-	◇	-	◇	-
	全メーカー	歩行		乗用									

土曜開催

パーツコーナー・産業機械コーナー

成約・希望金額価格帯	出品料	成約料	落札料	対象商材
～30 千円	1,000	3,000	3,000	商材例： トラックパーツ、エンジン・タイヤ・ 燃料タンク、足回り・タイヤチェン ジャー・スポットクレーン・ゴルフカート
31 千円～50 千円	2,000	5,000	5,000	
51 千円～100 千円	4,000	6,000	6,000	
101 千円～500 千円	8,000	12,000	12,000	
501 千円～	12,000	16,000	16,000	

※出品料は希望金額変動制 成約・落札料は成約金額変動制

架装メーカーパーツコーナー・特設パーツコーナー・産業設備レンタルアップコーナー

成約金額価格帯	出品	成約	落札	対象商材
～50 千円	-	-	5,000	商材例： ・架装メーカーパーツコーナー バンパー・外装品・ライト フェンダー ・特設パーツコーナー エンジン・ミッション 電装品、タービン、クラッチ ・産業設備レンタルアップコーナー ホイス・電気式照明・作業台
51 千円～100 千円			7,000	
101 千円～200 千円			10,000	
201 千円～300 千円			20,000	
301 千円～400 千円			30,000	
401 千円～500 千円			40,000	
501 千円～750 千円			50,000	
751 千円～1,000 千円			60,000	
1,001 千円～			70,000	

特定企業限定出品コーナー・落札料は成約金額変動制

<違約金>

項目	料金
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円未満の機械・車両	100,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円以上 500 万円未満の機械・車両	200,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 500 万円以上の機械・車両	300,000 円
支払遅延による売買契約解約	落札金額の 25%
出品者及び旧所有者等に迷惑をかけた場合	50,000 円及び実費
VII. 1 項 (6) 号が適用される場合	50,000 円
VII. 2 項 (2) 号が適用される場合	100,000 円

<保管料>

火曜日開催 周辺機械・各種アタッチメント・建機パーツ等

区分	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型
一週間ごと	5,000 円	8,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	50,000 円	100,000 円

土曜日開催 トラックパーツ・産業機械等

1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目	6 週目～
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円～

6 週目以降も搬出までご請求（乗算）致します。

<当社指定フォークリフト使用料金>

2,000 円/1 台 （総合機械会場）

3,000 円/1 台 （ベイサイド第1会場）

<商談・逆商談手数料 火曜・土曜共通>

商談によって成約した場合、落札料は<オークション手数料>に記載された落札料の金額に、
5,000 円を加算した金額となります。

逆商談によって成約した場合、成約料は<オークション手数料>に記載された成約料の金額に、
5,000 円を加算した金額となります。

アライオークションパーツ（バイク）

規約

アライオークション

アライオークションパーツ規約（バイク）

アライオークションパーツ規約（バイク）（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催するパーツオークションであるアライオークションパーツ（以下、オークションと称します）のうち、バイクを対象としたオークションの運営（手数料、出品、落札、書類、決済、検査、裁定、解除、紛争処理など）について以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者（以下、会員と称します）は、当社が主催する中古自動車のオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載のアライオークション会員規約のうちのオークション規約（トラック・バス）を指し、以下グループ規約と称します）並びにアライオークションパーツ規約、本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。

また、本規約とグループ規約の内容が相違する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約とグループ規約がともに適用されるものとします。

第1章 手数料

第1条（手数料）

会員は後記手数料明細表記載の手数を当社に支払わなければならないものとします。

手数料の種類及びその内容は次の通りとします。

1 （出品手数料）

出品者は、出品車両毎に出品手数料を当社に支払わなければなりません。

2 （成約手数料）

出品者は出品車両が成約した場合には、成約車両毎に成約手数料を当社に支払わなければなりません。

3 （落札手数料）

会員が出品車両を落札したとき、落札手数料を当社に支払わなければなりません。

4 その他の手数料

会員は、その他下記事項に関して、下記手数料を支払うものとします。

● ポスカード紛失再発行手数料 10,000 円

● I Dカード発行手数料 3,000 円

第2章 出品

第2条（出品）

- 1 会員は当社に車両の出品をするに際し、車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、瑕疵（「瑕疵」とは、当該車両が通常備えているべき性能等を備えていないことをいいます。以下同じです。）の程度を誠実に申告するものとします。但し、当社が運営を円滑に行う為に必要があるときは、出品車両を台数・年式・型式・金額等によって制限することができるものとします。
- 2 価格調整においては、出品者自らコンダクターに申し出て行うこととし、申し出のない場合はコンダクター権限により希望価格の1万円以下にての売切処理になります。

第3条（出品の申込み）

- 1 出品の申込みは、所定の出品票に必要事項を明記の上、守衛室（または事務局）へ提出し出品番号シールを受取り、そのシールを出品車両に貼付（ライト等前面）したのち、自ら所定の場所に並べ

るものとします。出品票記入の際、誤解を招くような紛らわしい記入、不適切な記入、申告漏れがあった場合、当社の裁定によりペナルティを科すものとします。

- 出品票記載後、オークション開催日において、訂正等を希望される場合、当該車両のセリ開始1時間前までとし、セリ直前の訂正、口頭での訂正はできない場合があります。また、それにかかわり生じた問題に対するすべての責任は出品者にあるものとします。

第4条（出品車両基準）

- 出品車両は下記の基準に適合した車両といたします。但し、基準適合の判定は当社の裁定によるものとします。（事故現状車及び現状車・冠水車等は除きます）
 - 保安基準に適合し、走行上問題のない車両であること。（現状コーナーは除きます）
 - 燃料が必要量確保されており、エンジン始動の上自走できる車両であること。（現状コーナーは除きます）
 - 車台番号及びエンジン番号が鮮明かつ不正打刻でないこと。尚、正規打刻とは別に、車台番号プレートで打刻されている車両に関しても出品できないものとします。（当社裁定）
但し、当社事務局が認めた場合にはこの限りではありません。
 - ナンバープレート付車両の場合は、車検有効期間が翌月末以降までである車両で、自賠責保険証書付のものであること。
 - 国産車の未登録車は、完成検査済終了証の有効期限を必ず出品申込票に明記すること。
 - 予備検査付で出品する場合、予備検査証の有効期限が事務局到着時点で1ヶ月以上あること。
 - 当社において出品が適当であると認められた車両であること。
 - ガス漏れ、オイル漏れ等の火災危険のないこと。
 - 原則として、出品車両は自社名義のものいたします。ユーザー保護およびトラブル防止の観点から、自社名義での出品を原則とします。

- 《暴走族追放条例》に準じて、当社が定める違法改造車でないこと。尚、下記ポイントに沿い、暴走族車両をイメージさせる車両については、出品を取り消す場合があります。

・違法性が高く、走行安全性に欠けるカウル改造（ロケットアッパーカウル等）⇒	4P
・違法性が高く、走行安全性に欠けるシート改造（3段シート等）⇒	3P
・違法性が高く、明らかな爆音を発するマフラー改造（集合直管マフラー等）⇒	2P
・違法性が高く、走行安全性に欠けるハンドル改造（手曲げ絞りハンドル等）⇒	1P

当社事務局判断により、上記枠内での改造ポイントが3P以上と伺える車両については、改造部位の取外し要請もしくは出品取消処置を施すこととします。

- 前項の規定にもかかわらず、出品者が事故現状車及び現状車・冠水車を出品する場合には、事故現状車・冠水車であることを申告するものとします。尚、申告のない出品車両についても、当社が事故現状車・冠水車と裁定した場合には、出品者は当社の裁定に従うものとします。
- 落札者が事故現状車及び現状車・冠水車の表示がされた車両を落札した場合は、現況を承認して落札したものとして、クレーム等を申告することは出来ないものとします。
- 当社は、ノー検査車両「99点評価」に対する出品車両規定を各会場で定めるものとし、当社ホームページに掲載します。

第5条（出品車両の搬入）

出品車両の搬入は、次の各号に定める通り、行っていただきます。

- 出品車両の搬入は当社の各会場が定めた時刻までとし、当社ホームページに掲載するものとします。
- 出品車両は当社の指定した位置に駐車していただきます。

第6条（車両の搬出）

車両の搬出は、次の各号に定める通り、行っていただきます。

- 1 車両は所定の搬出カードの提出により搬出することができます。
- 2 落札車両の搬出期限は当社の各会場が定めた時刻までとし、当社ホームページに掲載するものとします。
- 3 搬出車両の燃料は搬出者の負担とします。
- 4 別表Ⅱで定められた期限までに流札車両・出品取消車両又は落札車両を搬出しなかった場合、搬出遅延ペナルティとして、一律 2,500 円/台（税別）を支払うものとします。
- 5 流札車両については、当社で定める当該開催週の搬出期限内までに搬出がされない場合、自動的に再出品するものとします。

第 3 章 落札

第 7 条（車両確認義務）

- 1 会員は車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をすることを義務とします。更に、落札後もクレーム申告期限内に現車と車両状態説明書との再確認をしなければなりません。尚、同一車両の同一事項について車両状態説明書と出品リストが異なるときは、車両状態説明書を優先させるものとします。
- 2 落札者は、落札後、速やかに現車と車両状態説明書との再確認を行わなければなりません。その際、車両状態説明書と現車に相違がある場合は、クレーム申告期限内に当該出品会場事務局に申し出をしなければならないものとします。クレーム申告期限については、別途クレーム処理細目事項で定めるものとします。（別表Ⅰ「クレーム細目」参照）
- 3 落札者は、落札した車両に付属品がある場合、搬出期限内に必ず搬出しなければなりません。搬出期限を越え、紛失等が発覚した場合には当社では一切責任を負わないものとします。また、搬出期限を越えた付属品については廃棄処分するものとします。

第 8 条（商談）

- 1 会員が、流札車両の購入を希望する場合は、当社が定めた所定の申請方法にて、購入を申し込むことができます。当社は、出品者の同意を得て購入を希望する会員と出品者との仲介（商談）を致します。この場合、申込者が提示した希望購入金額を出品者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、当社は、各会場で定めた商談手数料にて処理を致します。
- 2 出品者が、流札車両の売却を希望する場合は、当社が定めた所定の申請方法にて売却を申し込むことができます。当社は、優先権を持つ応札者の同意を得て、出品者と応札者との仲介（逆商談）を致します。この場合、出品者が提示した希望購入金額を応札者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、当社は、各会場で定めた逆商談手数料にて処理を致します。
- 3 本条 2 項の商談及び逆商談（本規約において特に断りのない限り「商談」とは逆商談を含むものとします）に関する詳細事項は、会場ごとに定めるものと致します。
- 4 当社が定める商談手数料・逆商談手数料は 2,000 円とします。

第 4 章 書類

第 9 条（移転登録・抹消登録）

出品者は成約車両について、移転登録・抹消登録に必要な書類を下記の通りに提出していただきます。尚、不備の場合は受け付けいたしません。

- 1 移転登録・抹消登録に必要な譲渡書類一式は、オークション開催日当週木曜日の午後 4 時までに、当該出品会場事務局に提出していただきます。尚、譲渡書類は全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とさせていただきます。

- 2 出品車両に車検有効期間がある場合、自賠責保険証（保険期間は車検満了日より1日以上多いこと）を必ず付帯することとします。自賠責保険は自家用とし、離島料率等による追徴金は出品者が負担するものとします。但し、出品票に記載があるものは落札者が追徴金を負担するものとします。尚、自賠責保険契約者が法人の場合、自賠責保険承認請求書を必ず添付することとします。
- 3 出品車両に車検有効期間があり、車検ステッカーが無貼付の場合、また、無申告の場合、車検ステッカーは出品者負担（実費）とします。
- 4 軽2輪（126cc～250cc 以下）については、必ず返納証明書にて提出するものとします。
また、原付1種（50cc 以下）並びに原付2種（51cc～125cc 以下）については、廃車済みによる出品とすることより、書類の受渡しをしません。万が一、書類提出期限（オークション開催週の木曜16時）を過ぎ、廃車手続きがされていないと判明した場合、ペナルティとして1万円を出品者に科すものとします。但し、廃車ができなかった場合は、車両をキャンセルとしたうえで、ペナルティ5万円を出品者に科すものとします。
- 5 落札者が登録書類を受領した場合、オークション開催月の翌月末までに移転登録の手続きをしなければなりません。尚、名義変更届出の遅延が著しい場合は、参加取引停止等のペナルティを科すものとします。
- 6 落札者は、251cc以上の車検付車両については、移転登録または抹消登録を完了した場合、直ちに移転登録後または抹消登録後の車検証写しを当該出品会場事務局宛に提出しなければなりません。
- 7 車検残日数が開催日より翌月以内のものは、原則として抹消登録してから出品することとします。但し、出品者にて継続検査のほうが良いと判断されるものは、出品票に車検月日・登録番号を記入し、車検付車両として出品することができます。尚、落札者は、この場合に限り、抹消依頼を当日のみ申請することができます。但し、ナンバープレートは自ら外し事務局へ提出することとします。開催後の抹消依頼は落札者負担とします。
(注) 車検残日数が翌月末以上ある車両の抹消に関しては原則として事務局で受付しません。落札者にて転入抹消を行ってください。
- 8 落札者は、すべての受領書類について不備がないか確認し、不備があった場合は、事務局より書類発送後7日以内に当該出品会場事務局に連絡するものとします（書類点検の義務）。また、落札者がこれを怠った場合にはクレームの対象外となります。
- 9 落札者が移転登録を完了前に走行使用または車両放置等し、出品者に交通違反等の迷惑や出品者及び旧所有者（名義人）に直接問い合わせる等、トラブルが発生した場合は、落札者に対し実費及びペナルティ3万円を科すものとします。尚、当社の裁定により取引停止等の処分やペナルティ額を変動させていただく場合もあります。
- 10 抵当権設定車（解除不能）・差押え車（嘱託設定登録）・盗難車等、法的に問題車と判明したときは、出品が善意無過失であっても、出品者は落札者の負った損害金すべてを支払うものとします。またクレーム申告期限は無期限とします。尚、上記トラブルが発生した場合は、当社の裁定に従うものとします。
- 11 その他、出品者・落札者それぞれの責任に起因するトラブルについては、当社の裁定とします。

第10条（移転登録書類等遅延の罰則）

- 1 出品者が移転登録等に必要な書類の引渡しを遅延した場合は、次表の通りペナルティを支払わなければならないものとします。

4日以上11日未満の遅延の場合	5,000 円
11日以上18日未満の遅延の場合	10,000 円
18日以上25日未満の遅延の場合	30,000 円
25日以上の場合	50,000 円

(注 1) 上記期間は、開催日当日より、事務局到着日までとします。

(注 2) 上記表のペナルティは当社が出品者より徴収し落札者に支払うものとします。尚、落札者が車両代金の決済を遅らせた場合は、ペナルティを受取る権利を失います。

- 2 書類の一部不備（型式・車台番号等の訂正含む）による遅延も 1 項と同様に扱います。
- 3 書類遅延日数 25 日以上の場合、落札者はこの当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者はペナルティの他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。
- 4 書類遅延日数 25 日以内に、出品者が成約された車両の書類の引渡しをできないためにキャンセル希望と連絡があった場合、この当該落札車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者はペナルティ 50,000 円の他に実費（落札手数料、陸送費、加修費等）を負担していただきます。但し、販売利益は含まないものとします。

第 11 条（差替手数料）

- 1 落札者が引渡された譲渡書類（譲渡書、委任状等）の効力の失効および書き損じ等による差替えについては、10,000 円の手数料をもって当社に依頼し、差替えを行うものとします。
- 2 名義人に直接差替えを依頼しトラブルが発生した場合は、30,000 円のペナルティを科すと共に、当社の裁定により取引停止等のペナルティを科すものとします。（但し、ペナルティ額を変動させていただく場合もあります）
- 3 譲渡書類紛失による再交付（再交付できない場合もあります）の場合、上記差替え手数料の合計金額+実費を落札者が負担するものとします。但し、自賠償保険は、再交付できません。

第 5 章 車両代金等の決済

第 12 条（車両代金等の決済）

- 1 落札者は当社において落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日含めて 7 日以内に当社に支払わなければならないものとします。但し、当社での着金確認をもって決済とします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。
- 2 落札者は、落札車両に対するクレームがあっても、その解決とは別に、前項の期間内に車両代金・落札手数料・自動車税等を支払わなければならないものとします。
- 3 当社の各開催で発生した支払い等については、その開催会場のみで処理するものとし、他会場の開催との相殺は認めないものとします。（但し、当社事務局が認めた場合にはこの限りではありません）
- 4 当社は、会員に対し各開催で発生した請求・支払い及び累計残高を記載した計算書を、ファクシミリにて送付することにより精算するものとします。尚、会員は、当社からオークション計算書が送付されない場合、または送付されたオークション計算書の内容に相違等がある場合は、速やかに当社へ申告しなければならないものとします。
- 5 未決済代金等が長期に亘った場合には、関連市場の情報データに登録することがあり、また同時に当社参加契約を解約することがあります。
- 6 車両代金・落札手数料・自動車税等の支払い決済後において落札車両の書類受渡しとし、発送は書類が事務局に到着した翌日からとします。（原則として、オークション開催当日分の書類受渡しは行いません）
- 7 車両代金等の決済において発生する振込み手数料は送金側の負担とします。

第 13 条（出品者に対する成約車両代金等の支払い）

- 1 出品者に対する成約車両代金・自動車税等の支払いは、原則として当該開催日の成約車両すべての登録書類が揃わなければお支払いいたしません。但し、高額車両については、落札者の入金確認後のお支払いとなる場合もあります。

- 2 出品者が当社に対して、落札車両代金の支払債務または、その他の債務を有している場合には、成約車両代金の支払いの際に前記債務と相殺して決済いたします。
- 3 出品者が出品し成約した場合に、当社にお支払いいただくべき出品・成約手数料は、当社が車両代金等を出品者に支払う際に相殺して決済いたします。

第 14 条（落札車両の取扱）

- 1 落札車両の所有権は、本条 2 項の場合を除き、落札者が落札代金及び手数料等を当社に払い込んだ時、出品者から落札者に移転します。
- 2 当社が出品者に落札車両代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札車両代金及び手数料等を払い込まなかった時は、当社は、出品者に通知して、落札車両の所有権を当社に移転させることができます。この場合、落札者は、当社が本条 4 項に基づいて落札車両を他に処分するまでは、落札車両代金、手数料等、第 17 条に定める遅延損害金、ペナルティ等を当社に払い込んで、落札車両の所有権を当社から取得することができます。
- 3 本条 2 項によって落札車両の所有権が当社に移転した場合でも、本条 4 項による処分がなされるまでの間に落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は落札者が負担するものとします。
- 4 当社は、次の各号のいずれかの場合、落札者に事前に通知することなく、本条 2 項によって当社に所有権を移転させた落札車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって落札車両代金立替金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。
 - (1) 落札者が、落札車両代金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等の払い込みを遅延したとき。
 - (2) 落札者が手形・小切手を不渡りにしたとき。
- 5 当社に出品されて流札した車両及び落札された車両のうち、当社が出品者又は落札者に警告等をしてでも搬出されない車両がある場合、当社は、当該車両を他に処分できるものとし、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。

第 15 条（自動車税）

- 1 落札車両の車検有効期間があるものについては、名義変更保証金として、当社は落札者より 10,000 円を預かるものとします。
- 2 自動車税は名義変更保証金として落札者より預かり、名義変更後の車検証の写し（コピー）を届け出ることににより精算します。
- 3 年 1 回課税のため、同年度内名義変更の場合は預かり保証金全額、新年度（4 月 2 日以降）に繰り越された場合は、年額税分を差引きし残額を精算するものとします。
- 4 当社は、落札者がオークション開催日より 60 日以内に名義変更通知の提出が無い場合には、可能な限り登録事項等を調査し、それに要する実費は落札者より徴収するものとします。
- 5 継続車検時等、落札車両の自動車税未納が発覚した場合は、出品者に 10,000 円のペナルティと実費を科すものとし、落札者が自動車税を立替えた場合は、自動車税相当額を請求いたします（但し、自動車税納付期限内は除く）。

第 16 条（消費税）

- 1 当社においての売買および諸手数料等には、法で定められた消費税を附するものとします。
- 2 その他、計算書・請求書には消費税価格を明記するものとします。

第 17 条（遅延損害金等）

- 1 会員が当社に対して、有する債務の支払いを怠ったときは、日歩 4 銭の割合による遅延損害金を支払うものとします。

- 2 当社と会員との間に中古二輪車・中古自動車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても本章の処理基準によるものとし、支払いを怠ったときは、1 項の遅延損害金を基本とし、支払うものとします。

第 6 章 検査規定

(別紙検査規定による)

第7章 契約の解除

第18条（重大な契約不適合による契約解除）

- 1 落札車両について、次の各号の一つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に限りクレームを申告できるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車（解除不能）、犯罪関与車、などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、クレーム申告期限は無期限とします。（ペナルティの対象となります）
 - (1) 落札車両が盗難車と判明した場合（無期限）
 - (2) 落札車両が譲渡書類等の偽造により流通された事実が判明した場合（1年間）
 - (3) 落札車両の所有権を出品者以外の第三者が有しており、落札者が落札車両の所有権を取得できなかった場合（90日間）また、当社の各会場が指定する特定の地域については適宜延長するものとします。
- 2 前項にかかわらず、落札者は、当社にクレーム申告をした後30日以内に限り、売買契約を解除できるものとし、当該期限を経過した場合には、落札者は当社及び出品者に対してなんらの請求もできないものとし、
- 3 上記によって契約が解除された場合には、当社は既に受領済みの車両代金・落札手数料・自動車税等を落札者に返還するものとします。
- 4 本条項によって契約が解除された場合には、当該車両の出品者は落札者が被った一切の損害を賠償しなければならないものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。
- 5 落札者が第1項のクレーム申立をした場合、当該売買契約が解除されない場合であっても、出品者は当社が定める違約金を支払うものとします。

第19条（その他の契約不適合による契約解除等）

- 1 落札車両に前条以外の瑕疵が存したとき（但し、裁定（クレーム）規程によりノークレームとなるものを除きます。）、または、出品申込書の記載事項と成約車両の品質が相違するときは、落札者はクレーム細目表に基づいた各クレーム内容に対する期限内に限り、売買契約の解除、売買代金減額の請求または追完請求をすることができ、それ以外の場合には、契約に適合しないものがあっても一切売買契約の解除も売買代金減額の請求も追完請求も損害賠償請求もすることができないものとします。尚、第18条同様に当社の各会場が指定する特定地域については期日を適宜延長するものとします。
- 2 上記によって契約が解除された場合には、当社は既に受領済の車両代金・落札手数料・自動車税等を落札者に返還するものとします。
- 3 上記契約解除に伴い、落札者は出品者に対して当該損害の賠償を請求するものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。
- 4 出品者及び落札者は、当社のオークション取引に関して生じた紛争については、本規約の定めに従って解決しなければならないものとし、当社や当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

第20条（出品車両の所有に関する疑義）

出品車両の所有に関し、出品者に所有の疑いが生じた場合の契約解除の期限、並びに原状回復の方法については、当社が公平な立場にたつて、その状況を分析し処理の方法を定めるものとします。この場合、出品者は当社に対し出品車両の取得経緯を報告しなければならないものとします。

第21条（契約解除の通知義務と手数料）

- 1 第 18 条、第 19 条、第 20 条によって契約が解除された場合には、出品者または落札者は直ちにその旨を当社に通知しなければならないものとします。
- 2 第 18 条、第 19 条、第 20 条の規定によって契約解除された場合には、当社は出品者から受領済の出品手数料・成約手数料は返還しないものとします。

第 22 条（解約）

落札車両の売買当事者双方は、当該車両の落札時より 100 台目の車両のオークション終了時まで（但し、当該車両が当該オークションの最終車両から 100 台未満の場合は、当該車両の落札時より 30 分経過までとする）、お互いに相手方に対して下記解約金を支払うことにより、相手方の承諾を得ないで当該車両の売買契約を解除することができます。この場合においては、解約を申し出た当事者が当社に対して、当該車両の出品手数料、成約手数料、落札手数料すべてを支払わなければならないものとします。（但し、会場により異なることがあります）

- （1）落札価格が 50 万円未満の車両については、一律 50,000 円＋規定手数料
- （2）落札価格が 50 万円以上の車両については、落札価格の 12%（100 円未満切捨て）＋規定手数料

第 23 条（オークション取引として適当でない場合の解除）

- 1 当社は、出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品または落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないと判断したときは、当該売買契約を解除して無効にすることができます。ただし、成約車両代金等の支払い及び車両の搬出がいずれも完了しているときは、この限りではないものとします。
- 2 当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約が、オークション取引として適当でない疑いがあるときは、出品者及び落札者から事情を聴取し、またはこれらの者に資料等の提出を要求するなど、必要な調査を行うことができます。この場合、出品者及び落札者は、当社の調査に誠実に対応しなければならないものとします。
- 3 当社は、本条第 2 項の調査が完了するまでの間、落札者に対して、成約車両の搬出を制限し、出品者に対して、成約車両代金等の支払いを、停止することができます。
- 4 当社は、本条第 2 項の調査が終了し、当該売買契約を解除するときは、その旨を出品者及び落札者に通知します。
- 5 当社は、相当と認める場合は、落札者が第 12 条（代金等の決済）第 1 項に定める支払期日までに成約車両代金等を支払わないこと等を条件として、本条第 1 項の解除を行うことができます。
- 6 本条による売買契約の解除、その他当社の措置により、会員に損害が生じたとしても、当社は、その損害を賠償する責任はないものとします。

第 24 条（当社による解除等）

当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、解除原因、代金減額原因等がある場合（第 23 条に基づき、当社固有の解除権が発生する場合を除きます）、落札者から買主たる地位を承継して自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができます。この場合、当社の解除権、代金減額請求等の行使期限は、瑕疵の状況、出品票における重要事項の記載相違の状況、その他の具体的な状況に鑑み、落札者がその状況を知ったときから 1 年を上限として、当社がその裁量で決することができます。

第 8 章 紛争の処理

第 25 条（紛争の処理）

- 1 当社における取引に関する契約の解除、または代金減額請求等のあらゆる紛争について、落札者と出品者との間で調整のつかない場合、もしくは特殊事情による例外処理を必要とする場合、当社は仲裁の裁定を為すものとします。この場合、当事者双方は当社の仲裁裁定に無条件で従わなければならないものとします。

- 2 売買契約は出品者と落札者の間に成立しますが、当社がその裁量により出品者又は落札者は取引仲介業者であると認めた場合であって、当該取引仲介業者が自己への取引委託者を売買契約の当事者として取り扱う事を希望した場合には、当該取引仲介業者ではなく当該取引委託者を売買契約の当事者として紛争の処理をするものとします。この場合、当該取引仲介業者は、当社に対して、当社が要求する当該取引委託者に関する情報を提供しなければならず、当社は、売買契約の相手方に対して、当該情報を提供できるものとします。

第 26 条（合意管轄）

本契約に関して会員と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京地方裁判所を当該紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 9 章 規約の改訂

第 27 条（本規約の改訂）

- 1 当社は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとします。本規約が改定された後の会員の権利義務その他当社の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 2 当社は、前項の改定を行う場合、14 日以上予告期間をおいて、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知または当社ホームページ上に表示するものとします。
- 3 会員は、前項の会場内における開示・書面による通知及び当社ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならないものとします。
- 4 当社は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなします。

第 28 条（施行）

本規約は、令和 8 年 9 月 1 日より施行します。

第6章 検査規定

第6章の〔I〕検査規定

第1条（目的）

当社で取扱う出品車の品質水準の保持等、良好なオークション環境を維持する目的のため本規定を定めます。

第2条（出品者義務）

- 1 出品者は、車両の出品に際して車両の点検整備を綿密に行い、特に車両の瑕疵状態・機能不良・部品欠品等の必要事項を誠実に申告しなければならないものとします。（出品者申告義務）
- 2 出品者は、当社の品質検査による見落としがあったとしても、出品者としてその責任を負うものとします。
- 3 出品者は、次のことに留意して下さい。
 - （1）止むを得ず、出品申込、出品票記入を代理人に依頼した場合においても、その責任は出品者あるものとします。
 - （2）必要事項が空欄の場合、出品保留になることがあります。
- 4 出品者は、当社事務局が発行する出品リスト等により、その申告内容及び車両検査の結果等を確認し、誤記入や記載漏れ等に関して、修正申告する義務があるものとします。

第3条（当社検査）

- 1 当社に出品する全ての車両は、出品者の申告に基づき、当社の検査員による検査を経て出品するものとし、検査内容はあくまで参考的な資料とします。
- 2 当社の検査は、車両外装等の目視による確認と停車状態での操作等、簡単に確認できる範囲とし、各部を取り外したり走行テストを必要とする不具合箇所は、当社の責任範囲ではなく、出品者の申告義務といたします。
- 3 検査員は、当社の検査規定により認定を受けた者とします。

第4条（出品手続）

- 1 出品者は、出品車両の事前検査・点検を行い、出品申込書に不良箇所・損失箇所等の記載事項全てを解読できる文字で正確に記載しなければなりません。
- 2 書類提出不可能な車両は、必ず出品申込書の出品者記入欄に、「書類ナシ」と明確に申告することとします。書類予定日欄のみでの申告は認めません。
- 3 「エンジンOK」は、出品申込書の出品者記入欄に明確に申告することとします。原則として、価格調整時での申告は認めません。
- 4 エンジン乗せ換え等による排気量の違いは、必ず出品申込書の出品者記入欄にその旨を明確に申告することとします。排気量欄のみ記入によるクレームは、故意的な偽申告とみなし出品者の全責任とします。（事故車・現状車並びに書類ナシ車両含む）
- 5 フレーム交換等による職権打刻は、必ず出品申込書の出品者記入欄に明確に申告することとします。車台番号記入欄のみ記入によるクレームは、故意的な偽申告とみなし出品者の全責任とします。
- 6 出品申込書の初度登録年欄には、250ccを超える車両については必ず自動車検査証の初年度登録を記入することとします。250cc以下の車両については、初年度登録年欄に記載しないものとし、初年度登録年欄に記載がある場合には、当社により出品者に確認を行い、正確な製造モデル年が確認できた場合のみ、出品申込書注意事項欄に転載するものとします。尚、旧車・外車・逆輸入車等の製造モデル年については原則、年式記入を必要とし、注意事項欄に記載するものとします。
- 7 ノーマル部品については、オークション当日に揃っている物のみ申告することとします。この場合、出品申込書に“ノーマル部品あり”とだけ申告した場合は、全てあるものと判断します。尚、

検査時にノーマル部品が確認できない場合、またはノーマル部品後日と申告された場合には欠品扱いとします。

- 8 出品者が、出品申込書の出品者記入欄に、“現状”または“良く見てください”等と申告された場合、当社は重大な不良個所があると判断し、現状コーナーへの出品とします。
- 9 当社では、ノー検査車両「99点評価」に於ける車両出品規定を各会場で定めるものとし、その詳細を当社ホームページに掲載するものとします。
- 10 本条1項の手続きがなされていない搬入車両については、当社では一切の責任を負わず全て出品者の責任とします。
- 11 出品車両搬入後は、いかなる場合においても当該車両セリ終了前の搬出はできません。

第5条（出品車検査基準）

当社に出品する出品車は、当社の基準に基づいて当社が評価点付与します。

第6条（審査結果の尊重・維持）

当社検査員が行った検査結果並びに評価点は、当社の検査員以外において訂正したり抹消したりすることを禁止します。尚、出品票の記載事項を改ざんした者には、当社の裁定による厳重処分をいたします。

第7条（事故車定義）

- 1 事故車は下記の条件車両とします。
 - ①事故現状車
 - ②走行不可能車
 - ③当社において事故車と判断する車両
- 2 擬事故車（修正・補修した車両状態が不明瞭で事故の疑いがある車両及び修正が粗悪な車両）については、当社に委託しその裁定に従うものとします。

当社検査基準表

評価点	内容
9点	未登録車でメーカー出荷状態を保っているもの
8点	型落ちの新車、一時登録の未使用車
7点	走行2,000km未満で最良なもの
6点	走行8,000km未満で極めて良好なもの
5点	小傷程度で全体的に良好な状態を保つ、排気量126cc以上で
	走行30,000km未満のもの。または、排気量125cc以下で
	オドメーター5桁表示の車両で10,000km未満のもの
4点	若干の部品交換と修理で商品化できるもの
3点	外装、機能部位の交換、脱着分解修理を要するもの
2点	サビ、傷が大で商品価値の少ない粗悪車
1点	現状車、スクラップ車、商品価値のないもの
0点	事故現状車
なし	書類無し車、レーサー、自転車等
99点	ノー検査車

※実際の車両検査は①事故、②外観、③機能、④改造についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の評価点（総合）となる。また、原付車両の7点・6点・5点の走行距離限度は上記表示の1/4となる。

※ノー検査車両「99点評価」は、基本項目（車台番号・エンジン番号・走行距離数等）の確認は行うものとします。

第6章の〔Ⅱ〕 裁定（クレーム）規定

第1条（目的）

本規定は、当社が行うオートオークションに出品される出品車の商品から生じる品質問題について、これを建設的に解決し、よってオークションの公正性と秩序の維持を図ることを目的とします。

第2条（方法）

- 1 発生した問題の解決に当たっては、出品者、落札者双方とも本規程に基づき前向きな理解と協力によることを第一とします。
- 2 解決にあたっては、当社が仲介し、本規程に定められた範囲により調停を図るものとします。
- 3 売手・買手双方に理解度・協力度が不足することにより解決が難航するときは、当社が総合的な判断を持って裁定を行います。
- 4 当社が裁定した結果については、当事者はこれに従っていただきます。
- 5 当社の裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限・参加停止等の措置をとるものとします。

第3条（処理基準）

クレーム及びトラブルの対象事項は以下の通りとし、クレームの処理は、出品車両相応の価格値引・中古部品供給をもって決することを基本とします（この場合の中古部品とは成約車両の相応の部品とします）。但し、当該車両の欠陥又は違法部分等を落札以前に知り、これを承知し、落札されたものはクレーム対象外とし、当社の判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があります。

- 1 クレームなどの有効期限は開催日当日より4日以内（当週金曜日）の午後5時までとします。但し、A I - N E Tサービス利用による落札車両のクレーム期限については、第6条に定める搬出期限以内に、当社指定の陸送会社を利用して搬出した場合のみ、クレーム期間を車両到着日含めた2日間延長するものとし、期間最終日の午後5時までをクレーム期限とします。また、当社が認めた特殊事情（災害上の問題等）の場合はこの限りではありません。なお、上記のクレーム期間はクレーム内容により異なる場合があります。（別表クレーム細目による）
- 2 標準装備品の欠品及び不良、規格外部品の装備等、出品票に表示が義務付けられているもので、その表示がないもの。
- 3 セールスポイントとして出品票に記入したもので正常に作動しない場合。
- 4 出品票に不適切及び紛らわしい書き方をしたと当社が判断した場合。
- 5 車検残日数が出品票申告と車検証記載に減算相違がある場合。（原則値引き対応とします）
- 6 バッテリー及びC D Iの規格外装備または欠品、新車付属品・ノーマル部品等の欠品または支障がある場合。（原則オークション当日会場内のみとします）
- 7 足回り（ホイール・サス等）の損傷及びシートレール曲り。（原則オークション当日会場内のみとします）
- 8 重要部分（エンジン、ミッション等）の乗せ換え等変更があった場合、第4条違法車処理基準に抵触しないものであっても出品者申告義務があります。
- 9 落札者が一方的にキャンセルできる車両。（輸送料は全て出品者責任）
 - （1）出品者が申告義務を果たしておらず当社評価より著しく異なると判定したもの。
 - （2）出品票の記入において事実と大きく違う場合。（グレード・装備・付属品等）
- 10 出品者の申告間違いによるクレーム交渉が不成立となりキャンセルとなった場合、当社の裁定によります。

- 11 冷却水・オイル等の不足・機構部分での搬出前のトラブルは全て出品者責任となります。(事前点検責任)
- 12 当社にて落札、その後改めて当社へ出品・成約後クレーム等が発生した場合は、最終出品者の全責任とします。(但し、当社で認めたものはこの限りではありません)
- 13 エンジンOKを申告した場合のエンジン機関におけるクレーム期限は当該開催を含む7日間とします。尚、クレームが確認された場合、出品者は落札者に対し偽申告ペナルティ及び実費を支払わなければなりません。(キャンセルの場合にもペナルティは徴収します)
- 14 その他、出品規定、検査規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況があったもの。

第4条 (違法車処理基準)

差押え車、盗難車、抵当権付き車(解除不能)、接合車、走行メーター改ざん車等による法的問題車と判明したとき、その処理については、全てに優先するものとし、出品者が善意無過失であっても各1項〜9項まで定めます。尚、キャンセルペナルティ、損害金(販売利益は含まない)、当社手数料を出品者が負担するものとし、

- 1 出品車両がセリ前にメーター改ざん履歴が発覚した場合、すべて出品取消といたします。(但し、当該開催より6ヶ月以上経過している場合、及び排気量125cc以下の4桁オドメーター搭載車両は除く)尚、出品取消の場合においても出品手数料は徴収するものとし、出品店がメーター改ざんに関与していないことが、証明書類(買取時の伝票又は他のオークション会場仕入時の計算書等)をもって確認できる場合は、当該書類を提出したうえで、出品取消は行わないこととします。
- 2 走行距離が実走行と違うと確認(メーター改ざん及び交換等)がされた場合、原則はキャンセルとし出品者はペナルティ5万円と実費を支払うものとし、期限は開催当日より180日以内とします。また、メーター交換車の場合は、認証工場・指定工場等で交換を証する書面があり、整備点検記録簿などで客観的に証明できる書面により、メーター交換の事実を証明していただきます。証明出来ない時はメーター改ざん車として扱います。但し、証明書類にて確認出来るメーター交換歴に記載ミス(実走行の証明の出来るものに限る)の場合、原則は、キャンセルとし、出品者は、ペナルティ5万円を支払うものとし、期限は、書類発送後30日以内とし、書類発送後10日以内の場合には、出品者は、ペナルティ5万円と実費を支払うものとし、書類発送後11日以上30日以内の場合には、出品者は、ペナルティ5万円と陸送費のみを支払うものとし、尚、メーター改ざん車について次の罰則を運用することとします。
 - ① 直接関与(改ざん)しない場合：戒告及び参加制限、脱会勧告。
 - ② 直接関与(改ざん)した場合：参加制限及び脱会勧告、悪質者は除名及び他会場、取締官庁へ通告。
 - ③ 改ざん車を発見したにも拘らず自ら落札しクレーム申告した場合：戒告及び参加制限、脱会勧告。
- 3 走行距離に車検証記載との相違があり訂正不可であった場合、原則はキャンセルとし、出品者はペナルティ1万円と実費を支払うものとし、尚、期限は、書類発送後30日以内とし、書類発送後10日以内の場合には、出品者はペナルティ1万円と実費を支払うものとし、書類発送後11日以上30日以内の場合には、出品者はペナルティ1万円と陸送費のみを支払うものとし、
- 4 走行不明として出品された車両であっても、記録簿等の立証による明確なメーター改ざんが発覚した場合、落札者は、原則、当該車両をキャンセル出来るものとし、その際のキャンセルはノーペナルティとします。(落札者も同意の上で落札した理由による)尚、陸送代は出品者負担、実費は落札者負担とし、期限は開催当日より2週間とします。また、出品者が改ざんしていないことを証明できない場合及び走行不明の記載忘れについても、メーター改ざん車として扱います。尚、開催当日の訂正は一切受け付けません。

- 5 盗難車、差押え車、抵当権付き車等、所有権移転に法的問題のある車両は、キャンセルとし、出品者はペナルティ 5 万円と落札者の負った損害金全額を支払うものとします。期限は無期限とします。但し、年次経過による車両価値減損分を考慮する場合があります。
- 6 盗難車と発覚した車両については、キャンセルとし、出品者は落札者の負った実費を全額支払うものとします。尚、盗難車検索システム稼動前にオークションで落札し、同一車両を盗難情報検索システム稼動後に出品して盗難発覚した場合においては、最終出品者の責任とし、その処理責任も出品者が負うものとします。
- 7 違法車の申し立ては当該車が日本国内にあるものとし、海外への通関手続き後は一切対象外とします。
- 8 違法行為の対処に問題が紛糾し解決が難しい場合、当社裁定委員会にて審議決定をします。当該会員は裁定委員会の決定に従うものとします。また、当該会員に対し裁定委員会へ出席を求める場合があります。
- 9 第 4 条（違法車処理基準）の当該車に出品者が意図的に関与した事実が判明した場合、裁定委員会では規定にとどまることなく裁定し、その決定に従うものとします。

第 5 条（非クレーム対象・判断基準）

次の行為及び各項目に該当する場合は、原則としてクレーム受け付けできません。

- 1 クレーム申し立て前または申し立て中に第三者に転売した時、但し、違法車及び冠水車と確認されたもの、書類等により発覚したものは除きます。
- 2 走行メーター改ざん（交換含む）等キャンセルペナルティ対象の車を応札以前に知り、承知の上落札した車両（当社判断）。
- 3 クレーム申し立て後に加修・修理を施したとき。
- 4 クレーム申し立て中の車両への重複クレーム。（書類上で判別するものは除く）
- 5 目視可能な外観上におけるクレーム。（但し、出品者申告不備により大きく評価が下がると判断されるものは除く）
- 6 総合評価点 2 点以下の車両及び項目評価 D 点以下に対するクレーム。
- 7 事故歴車。（申告違いは除く）
- 8 評価点ナシ車。
- 9 商談落札車。（車検証と合致しない場合及び当社判断により重大な瑕疵と判断した場合は除く）
- 10 成約金額 4 万円以下。（申告違い、搬出不可能な場合は除く）
- 11 部品等による損害金 5 千円以下の場合。
- 12 消耗部品。（ブレーキ、タイヤ、オイル関係等）
- 13 出品リストにおける誤入力。
- 14 評価点に対するクレーム。（但し、成約後における重大欠陥はこの限りではありません）
- 15 クレーム申請後 7 日以上落札者から返事の無き場合。
- 16 メーカークレームで対応可能な場合の点検費用。
- 17 その他クレーム規約の細則内規に定める条項。
- 18 非クレーム対象車であっても重大な欠陥（エンジン、ミッション等、不良大と当社が判断したもの）はクレーム対象となる場合があります。（評価点ナシ車は除く）
- 19 ノー検査車両。「99 点評価」但し、違法車両等に該当する場合は、クレームの対象とする他、詳細を各会場ホームページに掲載するものとします。

第 6 条（ペナルティ）

- ◎成約・落札キャンセルペナルティ 50,000 円+成約料+落札料
- ◎エンジン OK 偽申告ペナルティ 30,000 円+実費損害金
- ◎書類提出予定日偽申告ペナルティ 30,000 円
- ◎名義変更前の交通違反等による賠償金 30,000 円+実費損害金

- ◎原付未廃車成約によるペナルティ 10,000 円
- ◎車検期間違い損害金 1 ヶ月 2,000 円
- ◎車検付きを抹消書類で提出した場合の損害金
 - 車検残 12 ヶ月以上・・・一律 50,000 円
 - 車検残 12 ヶ月未満・・・一律 30,000 円
 - 車検残 2 ヶ月未満・・・一律 10,000 円
- ◎車両放置出品料相当額／1 台（1 週間毎に徴収）

別表Ⅰ クレーム細目

項目	クレーム内容	期間	備考
外装	ガソリントank	4日間	・下、裏に穴（評価4点以上） ・内サビ大（評価5点以上）
	カウル関連	当日	・欠損、割れ（評価6点以上）
	マフラー	4日間	・穴、切れ、修正（評価5点以上）
	ステッカー貼付の場合	当日	・搬出前、事務局立会い確認要する
エンジン・ミッション	異音	4日間	・調整で直る程度は不可
	オイル漏れ	4日間	・シール劣化は不可（評価5点以上）
	エンジン不調	4日間	・オーバーホール要す場合 ・キャブレター不調は不可
	エンジン焼付き	4日間	・異音等ダメージ表記のある場合は不可
	エンジン本体	4日間	・ケース本体の割れ・クラック対象
	エンジン番号	14日間	・職権外打刻、削れ、登録不能車対象
	型式、排気量違い	4日間	・規格外載替え、排気量刻印張替対象
	ミッション不良	4日間	・クラッチ滑りは除く（評価点4点以上）
	ミッションケース割れ、デフ不良	4日間	・評価点3点以上
	セルモーター、ダイナモ、イグナイター CDI、レギュレーター	4日間	・走行2万キロ以上、エンジン不動車は不可
	ラジエーター	4日間	・潰れ、穴による機能不良（評価4点以上）、曲がり （評価5点以上）
	エンジン始動確認済み偽申告	7日間	・偽申告ペナルティ徴収
フレーム	メインフレーム	4日間	・修正・曲り・凹（評価4点以上） ・キャスター立ち（評価5点以上）
	シートレール	4日間	・修正・凹・曲り（評価5点以上）
	ストッパー	4日間	・欠落・修正要すもの（評価4点以上）
	ダウンチューブ	4日間	・修正・曲り・凹（評価4点以上）
足回り	ホイール	4日間	・車両搬出前、事務局員立会い確認
	フロントフォーク	4日間	・曲がり、削れ（評価4点以上） ※オイル漏れ（評価5点以上）は当日のみ
	リアショック	4日間	・走行2万キロ以上、走行不明、改ざん車は不可
	ディスクローター	4日間	・曲り（評価4点以上）
	スイングアーム	4日間	・削れ、曲がり（評価5点以上）
その他	事故車・水難車	9日間	・事故現状車・走行不可能車 ・エンジン内への水・泥等の混入物がある車両
	車名、グレード違い	4日間	・存在しない車名は不可
	年式、型式、仕様、排気量の相違	10日間	・書類到着後より10日間とする
	車検期間申告違い	10日間	・書類到着後より10日間とする
	走行メーターの相違	30日間	・落札店が被った損害金等は出品店へ実費請求
	メーター戻し立証の場合		
	車台番号打刻不良	60日間	・職権外打刻、削れ、貼付け、登録不能車等が対象 ・落札店が被った損害金等は出品店へ実費請求
	盗難車、犯罪関与車、抵当権設定車、 差押車	無期限	・落札店が被った損害金等は出品店へ実費請求

令和2年4月1日追加改定。

クレーム申請・原則事項（＊開催日当日を含む）

- ①クレーム期間内であること。
②総合評価点3点以上であること。

- ③各評価基準項目を下回る要素が発生した場合。
- ④車両金額が4万円超過であること。